

八重瀬町町民憲章

八重瀬町は、沖縄本島の南に位置し、八重瀬岳のふもとに広がる恵まれた自然や先人たちが築き上げてきた悠久の歴史、伝統文化が息づくまちです。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもち、心豊かで明るく活力あるまちづくりをめざし町民憲章を定めます。

- 一、わたしたちは 自然を守り育て、住みよいまちをつくります。
- 一、わたしたちは いのち、ふれあいを大切に、思いやりのあるまちをつくります。
- 一、わたしたちは 心とからだをきたえ、健康で明るいまちをつくります。
- 一、わたしたちは 歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくります。
- 一、わたしたちは 働くよろこびと若い力が育つ、活気あふれるまちをつくります。

また、町章・町花等検討委員会においては、町民憲章（案）に対する町民の皆様の見解を募集しいまが、結果、3名の方からご意見を頂戴しました。誠にあり

は答申された内容を確認の上、八重瀬町町民憲章として制定する旨を決定し、2月20日に告示しました。

八重瀬町町章・町花等検討委員会金城繁雄委員長は2月6日、中村信吉町長より諮問を受けていた八重瀬町町民憲章を答申しました。これまで計6回の委員会を開催し審議を重ねてきたもので、答申までの経過及び町民憲章の内容は次のとおりです。

八重瀬町町民憲章を答申

八重瀬町町章・町花等検討委員会金城繁雄委員長は2月6日、中村信吉町長より諮問を受けていた八重瀬町町民憲章を成案するに当たつての参考資料として、検討させていただきました。なお、ご意見に対する委員会の考えは、恐れ入りますが八重瀬町ホームページからご確認ください。



「町章・町花等検討委員会（会長：金城繁雄）より八重瀬町町民憲章の答申を受ける中村町長（2月6日）」

八重瀬町町民憲章の解説

町民憲章には、すべての人が幸せに暮らせるよう、まちを良くしていきたいという願いが込められており、心豊かで明るく活力あるまちづくりを目指すという目的があります。そのためには、まちづくりの主体である町民一人ひとりが、地域社会の一員として、果たすべき役割や責任を自覚することが重要となります。町民憲章は、法律のような拘束はありませんが、町民が生活する上においての規範、指針などを定め、目標として示すもので、日常生活の中で生かし、実践していくことが重要となります。

【前文】

・前段部分は、八重瀬町の地理的、歴史的、文化的な特徴と誇りとするものを表現しています。
・後段部分は、町民憲章を制定する意義と目的、願いを表現しています。

八重瀬町には、町名の由来にもなった八重瀬岳に代表されるような自然が多く残されており、歴史や伝統文化が数多く受け継がれています。それらは、先人たちが幾多の苦難を乗り越え築き上げてきたものであり、町民の誇りとして未来に継承する責任があります。わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもって、心豊かで明るく活力のあるまちづくりをめざすことを目的に町民憲章を定めます。

【本文】

一、わたしたちは 自然を守り育て、住みよいまちをつくりまします。

(環境の保全と活用・自然との共生)
生活の基盤となる地球環境は、近年、温暖化などの影響が深刻さを増し、私たちの暮らしにも影響を及ぼしており、身近な問題として自然の大切さを認識することがあります。八重瀬町にも多くの自然が残されていますが、その自然は一度破壊すると回復するのは容易ではあません。自然を守るだけではなく、花や木を植えるなど、身近なところから自然を育て、安全で安心な、住みよいまちにしたいという願いが込められています。

一、わたしたちは いのち、ふれあいを大切に、思いやりのあるまちをつくりまします。

(町民活動)

わたしたちは「ぬちどう宝／命が宝」という言葉を先人から受け継いできました。命は何にもまして貴いもので、宝なのです。命は地球よりも重いとも言われています。

近年は、近親者による殺人、いじめなどによる自殺、飲酒運転による死亡事故、孤独死などの事件が、連日のように報道され問題化しています。そのような時代であるからこそ「いのち」を育てていくことが大切で、家族の絆や地域のコミュニティ活動など、人と人との繋がりが「ふれあい」が重要です。

子供から高齢者まで、すべての人にやさしい、思いやりのあるまちにしたという願いが込められています。

一、わたしたちは 心とからだをきたえ、健康で明るいまちをつくりまします。

(健康・福祉)

健康で明るいまちをつくるには、まちづくりの主体である町民の健康が重

要です。また行政も健全でなければなりません。そのためには、身体のみならず心をきたえる必要があります。町民の健康を増進させ、健全なまちづくりを推進し、健康で、明るいまちにしたいという願いが込められています。

一、わたしたちは 歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくりまします。

(教育・文化・歴史)

前文の解説にもありますように、八重瀬町には、歴史・伝統文化が数多くあります。

それらは、戦争という悲惨な歴史や、謝花昇先生の「自由民権運動」など、先人たちが幾多の苦難を乗り越えながら築き上げ、継承してきたものです。文化を発展させていくにも、平和な社会であり続けるにも、歴史を知ること、学ぶことが大切です。いつまでも平和で、文化のかおるまちにしたいという願いが込められています。

一、わたしたちは 働くよるこびと若い力が育つ、活気あふれるまちをつくりまします。

(産業振興・人材育成)

働くことの喜びや、公衆のことを自分のことと違ってみんなのために頑張る心、まちを興すためには学問を広め、人材を育成することなどを謳った、仲本稔先生の「汗水節の心」がキーワードになっています。

まちを興すには若い力を育てていくことが重要です。働くことに誇りを持つた人材を育成し、地域の産業を発展させ、活気あふれるまちにしたいという願いが込められています。

■答申までの経過

○平成18年6月21日、八重瀬町長より町章・町花等検討委員会へ、町章・町旗・町花・町木・町花木・町魚・町民憲章の制定について審問を行う。

○平成19年9月5日から平成20年2月6日の間に計6回の委員会を開催し答申に至る。

第13回委員会／町民憲章の制定の目的等を確認した。

第14回委員会／町民憲章の作成基準を策定し、委員会で素案を作成することを確認した。まちづくりに関する町民の様々な願い等を把握する必要があることから、まちづくりに関する課題等を出し合い、キーワードとして整理し、町民憲章の骨格作りを行う。

第15回委員会／委員提案、事務局提案、旧町村の町村民憲章をたたき台にして、素案作りを開始。

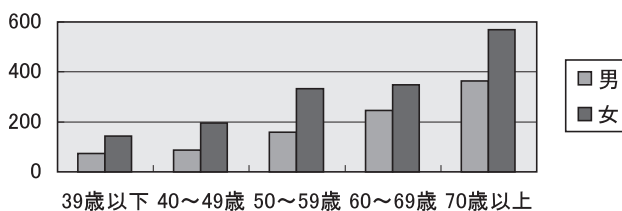
第16回委員会／15回委員会に引き続き、素案作りを行った。町民憲章(案)を作成し、パブリックコメント(町民意見募集)に付すことを確認した。

第17回委員会／パブリックコメントの結果、3名の町民から意見や提案があった。町民からの意見や提案について審議した結果、数箇所の添削を行い、最終的に町民憲章の成案を得るに至った。

第18回委員会／町民憲章(案)に対する町民意見への対応を再確認。町民憲章の解説を再確認。町章・町花等検討委員会委員長より町長へ答申に至る。

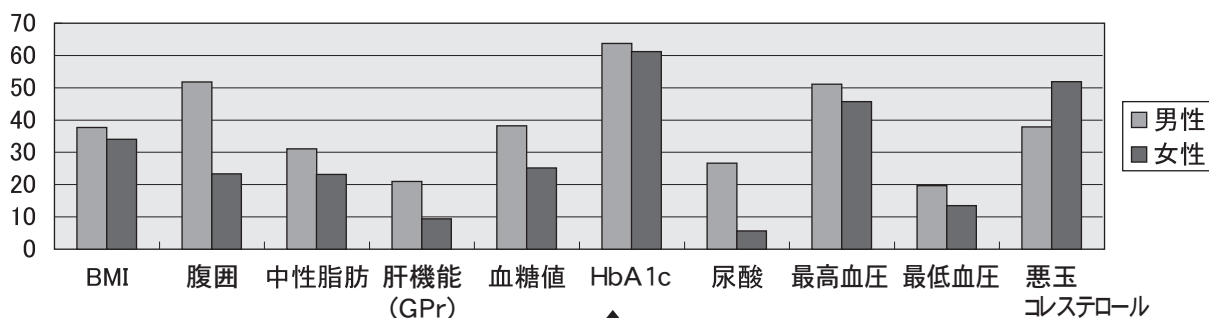
住民健診を受けていただきありがとうございます

平成 19 年度 住民健診受診者数 (人)



平成 19 年度の住民健診は昨年 6 月～ 11 月までに、公民館や保健センター、改善センターなどで計 23 回実施されました。
今回の住民健診は、30 代の男性、30～50 代女性の受診者が若干増えていました。

平成 19 年度 住民健診検査項目別異常値の割合 (%)



どの項目も重要ですが、一人でいくつも異常値がある場合は動脈硬化が進みやすく危険です。
あなたの結果はどうでしたか？

健診を受けましょう。

- ◎生活習慣病（高血圧・糖尿病等）は自覚症状が無いのが特徴です。
- ◎年 1 回は、健診を受けて血液検査の変化を確認しましょう。

どっきり!! 肥満シュミレーション

太るのはエネルギー収支のバランスの崩れ、つまり、食事による「摂取エネルギーが日常生活で使われる「消費エネルギー」を上回ることが原因です。使われなかったエネルギーが脂肪となって蓄積され、この積み重ねが肥満につながります。また、加齢による基礎代謝の低下でさらに太りやすくなります。



4月から、健診が変わります。

「高齢者の医療の確保に関する法律により」

今までは

従来の住民健診の対象は、八重瀬町民で、職場健診、学校健診等の機会のない方はすべて受けられました。

4月から、町は国民健康保険者として原則、国保加入者対象の「特定健診」を実施します。

◎40歳以上の方は、各自の加入している医療保険者から、特定健診「受診券」が交付されます。

◎特定健診は、「受診券」と「健康保険手帳」がないと、受けられません。

◎詳しくは、各医療保険者へお問い合わせ下さい。

問い合わせ

環境保健課
電話：998-8203



平成20年4月スタート

後期高齢者医療制度のご案内

障害認定により老人医療を受給している皆様へ

●これまで、国民健康保険や社会保険等の各医療保険に加入し、『老人保健制度』で医療給付等を受けていた75歳以上の方と、65歳から74歳までの障害認定を受けている方については、平成20年4月より、現在ご加入の医療保険を抜けて、後期高齢者医療に加入することになります。

●65歳以上75歳未満の方で市町村長の障害認定を受け、老人医療の対象となっている方は、平成20年4月からは、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方とみなされ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

●医療給付等につきましては、これまでと変わらない給付が受けられますが、保険料につ

いては、後期高齢者医療の被保険者それぞれに賦課されることになり、世帯によっては、新たな負担が生じる場合があります。

●75歳以上の方は原則的に後期高齢者医療に加入することになります。障害認定により老人医療を受給している方については、後期高齢者医療へ移行するか、現在ご加入中の医療保険にとどまるかを選択することができません。

詳しい内容について、左記の連絡先にてお受けいたしますので、ご連絡お願いいたします。

お問い合わせ

国保年金課 老人医療係り

998-2210

◆手作りこいのぼりの募集

戦没者の慰霊と平和発信さらに若者の霊域への関心を高めるとともに、各都道府県と沖縄県の絆を深めることを目的に開催する「平和祈念こいのぼり掲揚事業」において、糸満市平和祈念公園内に掲揚するための、家庭や幼稚園、保育園などで作った平和メッセージ入りこいのぼりを募集します。

締切 平成20年4月11日

◆平和祈念こいのぼり掲揚式参加者募集

「平和祈念こいのぼり掲揚事業」の一環として、こいのぼり掲揚式を平成20年4月26日（土） 糸満市摩文仁平和祈念公園午前10時、米須・真栄里午前11時に行いますので、各県慰霊塔でこいのぼりを掲揚する子供たちを募集します。

掲揚式終了後は平和祈念資料館・平和祈念堂において親子で学ぶ平和学習等を開催するほか、公園広場ではランドゴルフなども参加費無料で行いますので、たくさんのお親子での参加お待ちしております。

問い合わせ

沖縄県平和祈念財団

〒901-0333 糸満市字摩文仁577

TEL 997-2765

FAX 997-2767

Eメール ireihousankai@yahoo.co.jp

<http://heiwa-irei-okinawa.jp/>

